●次世代自動車の導入に対する税制上の優遇措置制度(平成27年度)

	代目動車の導人に対する税制上の優遇措置制度(平成 2 / 年度) 自動車重量税の軽減措置(エコカー減税)				
制度内容	・平成27年5月1日から平成29年4月30日までの間に新車新規検査を受けた場合に、環境性能に 重量税を時限的に免除・軽減。 ※1「免税」が適用された後の初回継続検査等(2回目車検)についても「免税」が適用。 ※2 平成27年度税制改正により減税対象外となる自動車のうち、適用期間中に新車新規登録等を 27年度燃費基準達成車」を取得する場合に限り、本則税率を適用(1回限り)。				
措內置容	 ○電気自動車 (燃料電池自動車を含む) ○天然ガス自動車 ・ポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 				
	 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 	75% 軽減			
	 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車 ●軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ディーゼル車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 	50% 軽減			
	 ●乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ディーゼル車に限る。) ○重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制ののマース27年度燃費基準+5%達成車 	25% 軽減			
	○乗用車・軽量車・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車	本則税率 ※ 2			
	(注) ・乗用車:ガソリン乗用車 ・軽量車:車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車:車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車:車両総重量 2.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・金☆☆☆: 平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆: 平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車	=			

	(2) 自動車取得税の軽減措置(エコカー減税)					
	制度 内容	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新車を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得 税を時限的に免除・軽減。				
新車	措內置容	 電気自動車 (燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 ・ポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減 プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 ●軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 中量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ディーゼル車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 	免除			
		 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 ●軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ディーゼル車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 	80% 軽減			
		 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車 ●軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ディーゼル車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 	60% 軽減			
		 ●乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 (ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車 (ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ディーゼル車に限る。) ○重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 	40% 軽減			
	-	○乗用車・軽量車				

	制度 内容	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性動車取得税を軽減	性能に応じて自
中古車		 電気自動車 (燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車 ・ポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減 プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ・乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 ・中量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ガソリン車に限る。) 「重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド自動車に限る。) 	45 万円控除
		 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 ●軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ガソリン車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	35 万円控除
	措置存	 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車 ●軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	25 万円控除
		 ●乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ○重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準達成車(ハイブリッド自動車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	15 万円控除
		○乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車	5万円控除
		 (注) ・乗用車:ガソリン乗用車 ・軽量車:車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車:車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車:車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆:平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆:平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 	

(3)	(2) 白動車粉の軽減性器(グリーンル特例)					
(3)	(3) 自動車税の軽減措置(グリーン化特例)					
制	度	内	容	平成28年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録た場合、翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン『LPG車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。		
措	置	内		・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車(ポスト新長期規制(NOx)10% 低減) ・クリーンディーゼル乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)	概ね 75% 軽減	
			容	・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成車(平成 32 年度燃費基準未達成) ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成車	概ね 50% 軽減	
				・ガソリン車又はLPG車:13年超 ・ディーゼル車:11年超 ※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車(ガソリン車のみ)、メタノール 自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く。	概ね 15% 重課	
				(注) ・☆☆☆☆:平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス I	Į	

(4)	(4) 軽自動車税の軽減措置(グリーン化特例)				
制	度	内	容	平成28年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について初めて車両番号の指定を受ける場合、翌年度1年間の軽自動車税を軽減。また、初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車については、経過した年度の翌年度以降の軽自動車税を重課。	
				・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・天然ガス自動車(ポスト新長期規制(NOx)10% 低減)	概ね 75% 軽減
措	置	内	了 容	○乗用車・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車○軽貨物車・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +35% 達成車	概ね 50% 軽減
				○乗用車・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準達成車○軽貨物車・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成	概ね 25% 軽減
				・初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車 ※電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車(ガソ リン車のみ)、メタノール自動車、被けん引車を除く。	概ね 20% 重課
				(注) ・☆☆☆☆: 平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス	———— 車

(5) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置 制度 プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車(トラック・バス)、電気自動車、急速充電設備の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置 青色申告を行う個人事業者又は法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に上記の対象設備を取得し(補助制度による取得を除く)、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。 ・普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却・基準取得価格の7%相当額の税額控除(資本金1億円未満の法人等に限る。)

(6) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置 制度 内容 燃料供給設備(天然ガス、水素)の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置 ・平成28年度末までに取得した設備の最初の3年間の課税標準を2/3 内容 (天然ガスステーション:4,000万円以上・水素ステーション:1億5,000万円以上)

(7) 排出ガス規制基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)における 2014 年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)のうち、新基準適用開始日(定格出力が 130kW 以上 560kW 未満のものは平成27年9月30日)前までに取得する際の固定資産税の課税標準の特例措置

| 方面 | ・最初の3年間の課税標準を1/2